

令和5年第12回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月20日(水) 午前9時30分～11時00分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1番	吉留 義晃	2番	南原 奈美子
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
9番		10番	池山 準一

(2) 推進委員 (23名)

11番	下田 保幸	12番	兒玉 伸一郎	13番	
14番	池之野 智幸	15番	久保 蘭 貴政	16番	水流 新藏
17番	内村 正二	18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	平島 賢一	25番	大野 恵美
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	
32番	宮脇 純久	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3) 職員 (6名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
担い手育成支援室長	山口 良浩
担い手育成係主任	上井 誠
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (1名)

9番 坂元 兼一

5 会次第

- | | | |
|-----------|--------------------|-------|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条許可(農委)申請について | (6件) |
| (2) 議案第2号 | 農地法第4条許可申請について | (1件) |
| (3) 議案第3号 | 農用地利用集積計画について | (45件) |
| (4) 議案第4号 | 非農地証明願について | (2件) |

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和5年第12回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、9番坂元委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員25名のうち、13番野間委員、31番狩宿委員から欠席の申し出がありましたので、23名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、3番赤崎敬一郎委員、4番濱田誠委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
　　(なしの声あり)
無いようですので、会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明
12-1番
所在：終野字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、411㎡、贈与による所有権移転
12-2番
所在：柏原字■■■■番1、畑、農振農用地区域内、909㎡、売買による所有権移転
12-3番
申請取下げ
12-4番
所在：神子字■■■■番6、畑、農振農用地区域外、953㎡、贈与による所有権移転
12-5番
所在：神子字■■■■番1、田、農振農用地区域内、315㎡、所在：神子字■■■■番2、田、農振農用地区域内、684㎡、贈与による所有権移転
12-6番

事務局
(堀口) 所在：求名字■■■■番 18、畑、農振農用地区域外、524 m²、売買による所有権移転
12-7 番
所在：中津川字■■■■番 1、畑、農振農用地区域内、1,206 m²、売買による所有権移転
以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。12-1 番、お願いします。

23 番委員 申請内容に基づき、当事者より確認いたしました。譲受人、譲渡人ともに家が近所で幼馴染であり、家族が亡くなったことにより、また本人が定年退職で農業の経験も無いことより、知り合いへの贈与というふうに対応されたそうです。次に農地性ですが、申請地は、紫尾仁田原、柵野線の境から柵野方面へ■■■■メートルほど上った■■■■にありまして、今後も農地として維持管理されていくと思われまます。労働力としましては、申請地の周囲に、自宅の圃場を持っておられまして、例年、よく管理された圃場となっておりまして、特に水稻の生産をされており、問題は無いと判断いたします。宮之城屋地から約 10 キロメートルほどかけていく形になりますが、従来も実施しておられ、特に問題は無いと思われまます。利用状況としましては、町道に隣接する場所で、北側、東側、自宅経営の圃場として作付けがなされており、経営が継続されると思われまます。境界についてですが、西側は町道、北側、東側は自作圃場、南側は排水路となっており、特に問題は無いものと判断いたします。また、町道からのコンクリート舗装の進入路も敷設してありまして、進入路関係も何ら問題無い状況にあります。また、用排水路ですが、パイプラインの設置圃場であり、水管理に特に問題は無いと思われまます。排水路は、南側の U 字溝の排水路で、パイプで落とし込みのタイプとして敷設されておりますので、問題無いと判断いたしました。以上です。

議長 12-2 番、お願いします。

27 番委員 渡人の■■■■さんと受人の■■■■さんは、友人関係です。■■■■さんが、病気等で畑を維持できないということで、■■■■さんに譲ることになったそうです。■■■■さんは、これから畑で野菜等を作りたいということでした。境界、進入路等は何ら問題は無いと思ひます。以上です。

議長 12-4 番、5 番、お願いします。

25 番委員 12-4 番について、受人の■■■■さんの宅地と申請地が隣接していて、敷地のすぐ隣であり、境界、排水、進入路も何ら問題ありませんでした。
12-5 番について、渡人の■■■■さんと受人の■■■■さんは親子関係で、贈与ということで、聞いております。確認が取れました。田んぼは、境界、進入路、用排水路も特に問題ありませんでした。以上です。

議長 12-6 番、お願いします。

事務局
(堀口) 本日、狩宿推進委員が欠席のため、代理で事務局が報告いたします。申請地は、譲受人の■■■■さんの自宅の隣接地で、■■■■さんは、他に農地を複

事務局
(堀口) 数所有されていらっしゃると思いますが、いずれの農地も自宅から離れた位置にあり不便なため、当該農地の畑を■さんから購入するというので、話がまとまったそうです。購入後は、野菜を作られる予定で、機械等も所持されており、耕作に問題は無いという判断をされたそうです。境界、進入路、用排水につきましても、問題は無かったとの報告を受けております。以上です。

議長 12-7 番、お願いします。

33 番委員 この畑は、■さんが以前から借りて茶を栽培されていて、4～5年前から話が出ていたみたいで、そのときは■さんのお父さんである■さん名義の土地で、■さんから■さんに経営移譲をされていて、直接、■さんから■さんへの売買はできなかったと聞いております。その1年～1年半後だったと思うんですけども、■さんから■さんに名義変更をするということで、調査をした覚えがあります。その後、■さんに名義が変わったということで、今回、■さんへの売買の話がまた、持ち上がってきたみたいです。場所は、■■近くの土地改良をされた土地で、境界、進入等、何も問題は無いと確認しました。ご審議方、よろしくをお願いします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の12-1番から2番、12-4番から7番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の12-1番から2番、12-4番から7番は、許可することに決定いたしました。

次に、3ページ、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田) 議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番について説明
所在：二渡字■番、畑、農振農用地区域外、211㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：貸駐車場用地、施設：貸駐車場、施設面積：211㎡

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。12-1番、お願いします。

22 番委員 申請人の■さんは、■の社長で、この場所は倉庫が建っているところ、ちょっと埋め立てをされて、始末書も提出されている案件になっております。先代が埋め立ててかさ上げされたみたいなんですけれども、■さんが社長に就任されたときに、全部ちゃんとしなさいといけないということで、色々されていて、境界等もしっかりしていて、排水関係も倉庫の軒に柵があって、それから駐車場のほうに、地図を見てもらえば、

22 番委員 斜線が入っているところなんですけれども、そこが大型の機械などを洗車をする場所で、そこへ排水は流していくような形になっておりました。それと、隣接の■■■■さんのぶどう畑があるんですけれども、そこも作業路はしっかりあけてあって、問題は無かったと思います。よろしくお願ひします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当(追認)。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番は、許可することに決定いたしました。

次に、4ページから5ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表(所有権の移転)について事務局の説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の4ページ、農用地利用集積計画書、5ページ、集積計画総括表(所有権の移転)について説明

議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。
本日出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が1件ありますので、その案件を先に審議いたします。
6ページ、12-1番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の6ページ、12-1番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の12-1番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の12-1番については、妥当とすることに決定いたします。
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

議長 次に、6 ページから 7 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件を議題といたします。
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の 6 ページから 7 ページ、農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、8 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の 8 ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長 それでは、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 9 ページから 17 ページ、12-1 番から 41 番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定については、妥当とすることに決定いたします。

次に、18 ページ、議案第 4 号「非農地証明願について」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第 4 号「非農地証明願について」説明
12-1 番
所在：船木字 [REDACTED] 番 1、畑、農振農用地区域外、2,101 m²、判定地

事務局
(小田)

目：原野、利用状況：耕作放棄地
12-2 番

所在：二渡字 [REDACTED] 番、畑、農振農用地区域外、2,534 m²、判定地目：
原野、利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果の報告をお願いします。12-1 番、お願いします。

16 番委員

該当地は、現所有者のお父さんが耕作をされていた畑であります。平成16年に亡くなっておられまして、現所有者、息子さんは会社員で、就農の意思はなくて、以降は耕作されることはなくて現在に至っております。第三者が仮に耕作するにしても、農地への復元は難しいと判断いたします。従って、今回の申請はやむを得ないものと判断いたします。地目としては、原野が妥当と判断いたしました。以上です。

議長

12-2 番、お願いします。

22 番委員

ここは、太陽光発電をする計画の区域に入っておりまして、現地に見に行ったら、リボンが張ってあって、境界ははっきりしておりました。みかん山だったところなんですが、みかんの木を切って、杉を植えると補助金が出たということで、周りはほとんど杉山で、ここまで行くのに、歩いて難儀するくらいの場所でした。太陽光の測量関係でリボンが張ってあって助かったというくらいの場所でした。よろしくお願いします。

議長

ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第4号「非農地証明願について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、「議題」(5) その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。

(なしの声あり)

事務局から、議案はありませんか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。

(なしの声あり)

事務局から事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)

- ・活動記録の徹底について(記載例の配付、手帳の配付など)
- ・地域計画について(人農地プラン移行、目標地図、意向調査等)
- ・認定農業者との意見交換会について(2月予定)
- ・農業者年金加入推進活動について(推進用の物品配付など)
- ・1月情報交換会(1/22開催)への出欠報告について

事務局

- ・年末年始の交通法令遵守、感染症対策等について
- ・農作業委託、農地貸借等における農地面積の取り扱いについて
- ・あっせん申出に伴う探索の期限について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和5年第12回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員